国の負担又は補助を除く。）について適用し、令和二年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和三年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　　義偉

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百三十三号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令

内閣は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十四号）の施行に伴い、及び同法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（学級編制の標準に関する経過措置として毎年度政令で定める学年）

第一条　令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の政令で定める学年は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第三学年から第六学年までとする。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の経過措置）

第二条　改正法附則第二条第一項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）第四条第二項及び第三項並びに第八条第二項及び第三項の規定の適用については、同令第四条第二項中「法第三条第二項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十四号。次項並びに第八条第二項及び第三項において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三条第二項」と、同条第三項及び同令第八条第三項中「法第四条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する法第四条第二項」と、同条第二項中「法第三条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三条第二項」とする。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の経過措置）

第三条　改正法附則第二条第一項の規定の適用がある場合における義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第五号、第九号、第十三号、第十七号及び第十九号の規定の適用については、同条第五号中「第二項本文」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十四号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する標準法第三条第二項本文」と、同条第九号中「第二項本文」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する標準法第三条第二項本文」と、同条第十三号、第十七号及び第十九号中「第四条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する標準法第四条第二項」とする。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　菅　　義偉

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百三十四号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（林業・木材産業改善資金の償還期間の特例）

第四条　法第十六条の政令で定める期間は、十二年以内とする。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　　義偉

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百三十五号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十七条第四項、第二十七条及び附則第三条第十一項、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十三条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。